改正後

株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付が行われる長期の資金とする。

一～八	［略］	［略］
九	1～11　［略］ 12　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に基づく基本計画で定められた集積区域において、企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた者 13～16　［略］	地域における中小企業者の企業立地等の促進、立地条件の改善、共同化の促進、女性従業員及び若者従業員の活用促進等により、当該地域経済の活性化を図ること及び地域における産業振興を通じ、当該地域の雇用の促進等を図ること。
十～二十二	［略］	［略］

改正前

株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付が行われる長期の資金とする。

一～八	［略］	［略］
九	1～8　［略］ 12　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に基づく基本計画で定められた集積区域において、企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた者 13～16　［略］	地域における中小企業者の企業立地等の促進、立地条件の改善、共同化の促進、女性従業員及び若者従業員の活用促進等により、当該地域経済の活性化を図ること及び地域における産業振興を通じ、当該地域の雇用の促進等を図ること。
十～二十二	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○文部科学省告示第百一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年七月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧双葉幼稚園園舎	一棟	木造、建築面積三〇二・一六平方メートル、鉄板葺 附・設計図面　四枚	宗教法人日本聖公会北海道教区	北海道札幌市北区北一五条西五丁目一番一二号	北海道帯広市東四条南一〇丁目九番地
大雄寺　本堂	九棟	桁行二五・五メートル、梁間一六・三メートル、一重、寄棟造、茅葺（一部銅板仮葺）、北面玄関、西面開山堂附属、銅板葺	宗教法人大雄寺	栃木県大田原市黒羽田町字黒羽山四五〇番地	栃木県大田原市黒羽田町字黒羽山
庫裏		桁行二六・九メートル、梁間一〇・五メートル、一重、一部二階、入母屋造及び寄棟造、北面下屋附属、茅葺及び銅板葺			
禅堂		桁行五間、梁間五間、一重、寄棟造、茅葺（一部銅板仮葺）			
鐘楼		桁行一間、梁間一間、一重、入母屋造、茅葺			
経蔵		土蔵造、正面五・三メートル、側面六・三メートル、一重、宝形造、向拝一間、銅板葺、八角輪蔵付			
		附・棟札　二枚 享保一七年、寛政九年			